

岐阜市コールセンター業誘致促進奨励金

要件

以下の要件をいずれも満たしており、**事業所の取得契約、又は賃貸借契約締結の30日前までに**「岐阜市コールセンター事業所開設届」を提出した上で、**操業開始後30日以内**に「岐阜市コールセンター業誘致促進奨励金交付対象事業者指定申請書」を提出し、交付対象事業者の指定を受けることが必要です。

対 象 業 種	コールセンター業
立 地 形 態	①事業所の取得 ②事業所の賃貸
投下固定資産額	①事業所取得の場合は5,000万円以上 ②賃貸の場合は基準なし
従 業 員 数	操業開始日に、市内居住従業員*が20人以上いること
そ の 他	育児休業、介護休業、短時間勤務に関する制度を有すること

※ 市内居住従業員：当該事業所に勤務する市民で、雇用保険の被保険者（派遣社員も含む）

手続きの流れ

年度	手続内容
初年度	開設届 提出期限：事業所の取得契約、賃貸借契約の30日前まで ↓ コールセンター開設準備 ↓ 操業開始 （この時点で市内居住従業員20名以上必要） ↓ 指定申請 提出期限：操業開始後30日以内 ↓ 指定通知 奨励金交付対象となる
次年度 （操業開始1年経過後）	奨励金交付申請 提出期限：操業開始月の翌月の初日から末日まで ↓ 審査 ↓ 交付決定通知 ↓ 奨励金の支払
3年度目以降	次年度手続きの繰り返し（3～6年度目） 6年度目まで、計5回支払

奨励金の種類と金額

	区分	交付対象経費	交付期間	交付金額	交付 限度額
事業 所 取 得 の 場 合	雇用促進		最 長 5 年	奨励金の交付申請時に1年以上雇用されている市内居住従業員のうち、正社員1人につき10万円	5 億 円 (合計)
	設備投資	投下固定資産のうち、事業所に係る土地、建物及び償却資産の取得に要する経費 ※土地は操業開始前3年以内、建物は操業開始まで、償却資産は操業開始前後6ヵ月の間に取得したものに限る	1 年	交 付 対 象 経 費 の 1/10以内の額	
	通信関連 経費	電話通信料、回線基本使用料、通信システム維持等通信関連経費	最 長 5 年	交 付 対 象 経 費 の 1/4 以内の額	
事業 所 賃 借 の 場 合	雇用促進		取得と同じ	取得と同じ	3 億 円 (合計)
	設備投資	償却資産の取得に要する経費 ※償却資産は操業開始前後6ヵ月の間に取得したものに限る	1 年	交 付 対 象 経 費 の 1/4 以内の額	
	事業所 賃借	事業所賃借料（共益費含む） ※敷金、礼金等を除く	最 長 5 年	交 付 対 象 経 費 の 1/4 以内の額	
	通信関連 経費	取得と同じ	取得と同じ	取得と同じ	

お問合せ先

岐阜市 経済部 企業立地推進課

〒500-8701 岐阜市司町 40 番地 1 市庁舎 1 3 階

TEL : 058-265-3989 (直通) FAX : 058-265-2218 E-mail : richi-suishin@city.gifu.jp